

「空き家・空き地」の物件を募集しています

田原市では、「**空き家・空き地バンク制度**」により、「**空き家・空き地**」を所有する方と、その利活用を希望する方の橋渡しを行い、市内への定住促進や活性化を目指しています。現在、利活用を図りたい「**空き家・空き地**」を所有する方へ物件の募集をしています。資産の有効活用のため、ぜひ本制度へご登録ください。

募集物件

【空き家】 現在居住していない居住可能な市内の専用住宅（改修などで居住可能となる物件を含む）

【空き地】 現在使用していない市内の宅地（残存物件の除去などにより住宅が建設可能な物件を含む）

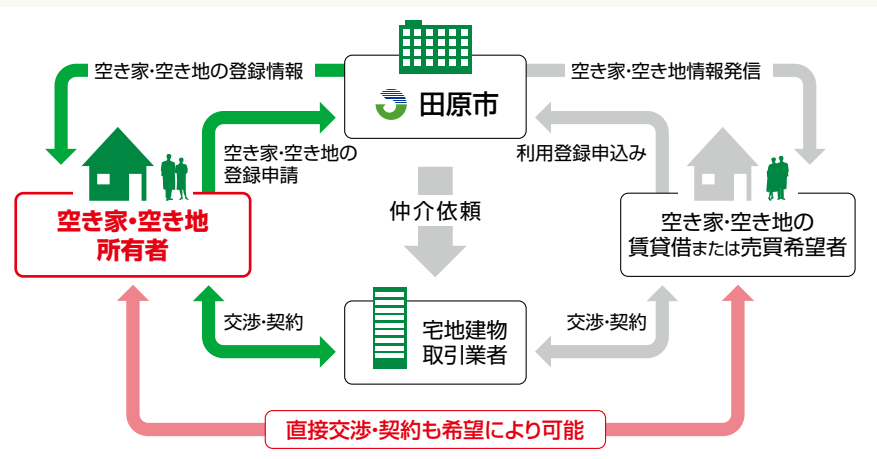
申し込み

【対象者】 当該物件の売買・賃貸を行う権利のある方（法定代理人・相続人などを含む）

【申し込み方法】 直接お申し込みください。詳しくはお問い合わせください。

▶ 建築課 ☎ 23局 3527 FAX 22局 3811

✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp 🏠 http://tahara.akiya-bank.idct.org/



登録する空き家を対象として、改修費用の補助金があります。補助額は、改修費用の2分の1の範囲内で30万円が限度です。



市役所時間外窓口を開設しています

便利な土曜日の時間外窓口をご利用ください。

また、電話予約による証明書の時間外交付は下記をご覧ください。

●お問い合わせ●

- ▶ 市民課 ☎ 23局 3511
- ▶ 税務課 ☎ 23局 3509
- ▶ 渥美支所市民生活課 ☎ 33局 1112



◆時間外窓口 市民課（南庁舎1階）

開設日時	毎週土曜日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後0時30分
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種証明書の交付 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸（除）籍謄抄本 ● 印鑑登録 ● 戸籍届出受領

●電話予約による証明書の時間外交付について

事前（できるだけ当日または前日）に下記時間帯に電話で予約することにより、平日の時間外や土・日曜日、祝日に、各種証明書を受け取ることができます。ぜひご利用ください。

交付できる証明書など

- ▶ 市民課=住民票の写し、印鑑登録証明書（予約時に登録証の番号をお聞きます）
- ▶ 税務課=納税証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書、所有証明書、家屋課税証明書、無資産証明書、名寄帳
- ▶ 渥美支所市民生活課=住民票の写し、印鑑登録証明書（予約時に登録証の番号をお聞きます）、納税証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書、所有証明書、無資産証明書、名寄帳

電話予約・受け取りができる方

- ▶ 住民票の写し=本人または同一世帯の方
- ▶ 印鑑登録証明書=本人またはその代理人
- ▶ 税務関係証明書=本人または同一世帯の親族の方

電話による予約の受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

交付場所

市役所宿直室（北庁舎1階）、渥美文化会館事務室

交付時間

年末年始を除く、以下の時間で交付します。

- 月～金曜日 午後5時30分～7時
- 土・日曜日、祝日 午前8時30分～午後5時
- ※渥美文化会館事務室は土・日曜日、祝日のみ

交付のときに必要なもの

- 受取人本人であることが確認できるもの（運転免許証、パスポート、住基カード[写真付き]など）
- 印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証
- 手数料